

前回作成委員会の確認

1 市民討議（中間報告）の位置づけについて

- ・市民討議中間報告の位置づけとして、次の2つが確認された。

1) 検討委員会でこれまでに行われた議論のまとめと報告を行う場

《第1部》で対応

- ア．検討の経過（何をどのように議論してきたか）
- イ．自治基本条例についての検討内容の中間報告

2) 市民意見を聞く場

《第2部》で対応

第二部ワークショップについては、世話人会で次のように確認されている。

- ア．中間報告に基づいて意見を聞く（フリーで意見を聞くことはしない）
- イ．中間報告のテーマ全てについて意見を聞くのではなく、重点テーマ化する（テーマの絞り込みは世話人会で検討）

作成委員会としては、「中間報告書」を上記のまとめとして位置づける（世話人会と調整する必要あり）。

2 市民討議（中間報告）の資料と作成方法について

- ・参加者への配布資料は次の4種類を作成する。

中間報告書

1) 自治基本条例検討委員会の概要、検討経過について

世話人会による作成を依頼

2) 検討内容の中間報告

ア．中間報告書の構成（全体像がわかる図）...作成委員会で構成案をつくり検討委員会で確認

イ．自治基本条例の内容をまとめた中間報告書...第3回作成委員会資料5をもとに作成

箇条書きの意見については、参加者にわかりやすくするためにある程度の文章化を行う。文章化にともない、枠内の「共通項」、「背景と課題」、「論点」について、その組み立てと、項目の名称に関しても工夫を行う。 次回までの事務局宿題

作成のプロセス説明資料

...第7回検討委員会 資料4 - 1をもとに作成

中間報告書概要版

ア．中間報告書の構成（全体像がわかる図）

イ．中間報告書の概要を整理したもの

説明資料の内容、説明方法については、発表者を決めて、発表者が決める。

ワークショップ資料

- ・第2部意見交換のワークショップにおける討議用補足資料（検討テーマをわかりやすく説明する資料）

...「イ．中間報告書の概要を整理したもの」をもとに作成

- ・その他

これまでに出示された意見を網羅的に示すものを壁に貼り出す。

（ポストイットカード方式かエクセル表形式かは未定）

これまで検討委員会で多く(1,000以上)の意見が出され、それを整理して、中間報告へ至ったことを示すことを目的として、会場に掲示する。

なお、これを第二部の意見交換の参考資料とすることは難しいと考えられるため、前回の検討委員会で議論されたように希望者のみに配布するは行わないものとする。

3 今後のスケジュールについて

1) 第4回作成委員会(4月8日(木))

: 中間報告書の構成(資料2)-ア.)の検討

自治基本条例検討委員会中間報告イメージ(資料2)-イ.)のたたき台を事務局から示す
市民討議での発表者の決定

2) 第5回作成委員会(4月12日(月))

: 自治基本条例検討委員会中間報告イメージ(資料2)-イ.)の検討

3) 第6回作成委員会(4月19日(月))

: 中間報告書の最終確認